

令和7年8月5日



【見附市国民健康保険】 マイナ保険証の一部に不具合が発生しています (第二報)

8月1日から発生していた、医療機関で見附市国民健康保険被保険者のマイナ保険証を読み取った際に自己負担割合等が確認できない不具合の発生について、プレスリリースいたしました。その後の状況についてお知らせします。

○不具合の原因について

マイナ保険証を医療機関で読み取った際に表示される自己負担割合などは、見附市から新潟県国民健康保険団体連合会の国保情報集約システムへデータを送信し、そのデータが国保中央会の中間サーバ・オンライン資格確認等システムに反映されることで確認が可能となります。

この度、8月1日からの見附市国民健康保険被保険者の自己負担割合等のデータを作成し新潟県国民健康保険団体連合会へ送信する際に、データ作成の手順を一部誤って行ったことにより、正しい自己負担割合のデータが作成されず、医療機関でマイナ保険証を読み取った際に自己負担割合等が確認できない不具合が発生しました。(被保険者約6,400人中、マイナ保険証所有者約4,400人に影響)

○データの修正について

8月4日(月)に正しい自己負担割合等のデータを作成し、新潟県国保連合会の国保情報集約システムへ送信しました。8月5日(火)現在、そのデータが順次国保中央会の中間サーバ・オンライン資格確認等システムに反映されており一部の不具合は解消しています。明日8月6日(水)中には完全に不具合が解消する見込みです。

《次ページへ》

○医療機関からの問い合わせ件数について

医療機関から健康福祉課国民健康保険係へいただいた負担区分等に関する問い合わせの件数については、以下のとおりです。

8月1日（金）：9 医療機関から 14 人分

8月2日（土）：12 医療機関から 48 人分

8月3日（日）：問い合わせはありませんでした

8月4日（月）：22 医療機関、51 人分

8月5日（火）※12 時時点：7 医療機関、13 人分

○誤った負担区分で窓口負担をされた被保険者への対応

8月1日から5日まで、医療機関の窓口で誤った負担割合で料金を徴収された場合は、見附市健康福祉課国民健康保険係へお問い合わせください。（電話：0258-61-1380）

お問い合わせがない場合でも医療機関からの診療報酬請求が見附市国保に届いた際に負担割合の誤りが判明した場合、すみやかに市からご連絡をして差額をお返しさせていただきます。

○再発防止策

検討して改めてお知らせします。

【本件の問合せ先】

健康福祉課国民健康保険係 担当：早川・佐野 ☎（0258）61-1380

送信枚数 2 枚（この表紙含む）

発信者：見附市役所 企画調整課 秘書広報室 高橋（内線 315）

☎（0258）62-1700 FAX（0258）63-1006

